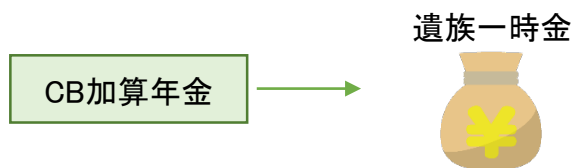


## VII 死亡に関すること

### Q3 加入員が亡くなったとき、信用金庫年金からの給付はありますか？

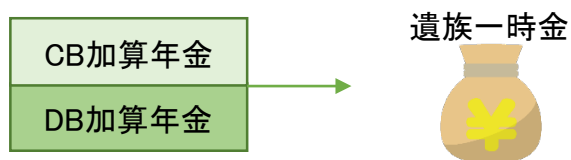
A3 加入員が亡くなられた場合、本人が受けるはずであった加算部分（DB加算部分、CB加算部分）の年金給付を清算し、遺族一時金として遺族の方に支給します。

#### ① 加入期間10年未満かつ55歳未満の加入員が亡くなった場合



- ※基本部分からの給付はありません
- ※DB加算部分からの給付はありません

#### ② 加入期間10年以上または55歳以上の加入員が亡くなった場合



- ※基本部分からの給付はありません